

(当日配付)

○富田林市子どもの権利条例（素案）

(R7.08.22時点編集中)

令和〇年〇月〇日

条例第〇号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 子どもの権利（第4条）

第3章 子どもの権利を保障するための責務および役割（第5条－第9条）

第4章 子どもの権利を保障するまちづくりの推進（第10条－第13条）

第5章 子どもの権利の擁護および救済（第14条－第15条）

第6章 条例の推進（第16条－第18条）

第7章 雜則（第19条）

附則

前文

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、今と未来のすべての子どものために、市全体で子どもの権利を保障するまちづくりを推進することで、子どもが権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるまちを実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

（1） 子ども 18歳未満の者およびこれらの者と等しく権利を認められることが適当な者をいいます。

（2） 保護者 親および里親その他の親に代わり子どもを養育する者をい

います。

(3) 市民等 次に掲げる者をいいます。

- ア 市内に住所を有する者および市内に通勤し、または通学する者
- イ 市内で事業を営む個人、法人または団体(以下「事業者」といいます。)
- ウ 市内でこどもが育ち、学ぶための活動を行う個人、法人または団体(以下「育ち学ぶ活動を行う団体等」といいます。)
- エ 市内でその他の活動を行う個人、法人または団体

(4) 育ち学ぶ施設 保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他のこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

(基本理念)

第3条 こどもの権利は、次に掲げる基本理念に基づき、保障されなければなりません。

- (1) こどもは、権利の主体であり、どのような理由でも差別されずに、ありのままの自分で自分らしく生きることができます。
- (2) こどもは、安心して生き、育つことができること。
- (3) こどもは、自分の意見を表すことができ、その意見が尊重されること。
- (4) すべての人は、こどもの権利を理解し、尊重し、こどもにとって最善の利益を第一に考えなければならないこと。

第2章 こどもの権利

(子どもの権利の保障)

第4条 こどもは、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。)およびこども基本法(令和4年法律第77号。以下「法」といいます。)に基づき、権利の主体としてすべての子どもの権利が保障されます。

2 次に掲げる子どもの権利は、市全体で重点的に保障に取り組むものとします。

(1) どのような理由でも差別されない権利

- (2) あらゆる暴力から守られる権利
- (3) 必要な支援を受ける権利
- (4) 自分の意見や考え、気持ちを表し、それが尊重される権利
- (5) 自分に関わることに参加する権利
- (6) 安心して生き、育つ権利
- (7) ありのままの自分で生きる権利
- (8) 休む・遊ぶ権利
- (9) 相談する権利
- (10) 学ぶ権利

第3章 こどもの権利を保障するための責務および役割 (共通の責務)

第5条 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設は、こどもの権利を理解し、尊重し、保障します。

2 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設は、こどもの意見を聴き、こどもの年齢、発達および状況に応じて、こどもの意見を尊重し、その最善の利益を第一に考えます。

3 だれであっても、こどもに、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等のこどもの権利侵害を行ってはなりません。

(市の責務)

第6条 市は、こどもに関する施策を総合的に実施し、保護者、市民等および育ち学ぶ施設と協力および連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進します。

2 市は、関係機関と協力し、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等のこどもの権利侵害を防止および救済します。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、子育てについて、第一義的責任があることを自覚するとともに、こどもにとっての最善の利益を第一に考えます。

- 2 保護者は、必要に応じて、相談し、または支援を求めるよう努めます。
- 3 保護者は、こどもが安心して暮らすことのできる環境の確保に努めます。
- 4 保護者は、市が実施することの権利を保障するまちづくりの推進について協力するよう努めます。

(市民等の役割)

第8条 市民等は、市が実施することの権利を保障するまちづくりの推進について協力するよう努めます。

- 2 市民等は、地域がこどもにとって安心して生き、育つことができる場であることを認識し、地域社会全体でこどもを見守り、支援するよう努めます。
- 3 事業者は、その従業員が、こどもの権利を保障することができる環境（仕事と子育てを両立できる環境をいいます。）をつくるよう努めます。
- 4 育ち学ぶ活動を行う団体等は、市、保護者および育ち学ぶ施設と協力および連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進するよう努めます。

(育ち学ぶ施設の役割)

第9条 育ち学ぶ施設は、学び、体験、遊び等を通じて、こどもが自分らしく、安心して生き、育つことができる環境および機会を確保します。

- 2 育ち学ぶ施設は、市、保護者および市民等と協力および連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進します。
- 3 育ち学ぶ施設は、関係機関と協力し、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等のこどもの権利侵害を防止および救済します。

第4章 こどもの権利を保障するまちづくりの推進

(こどもの権利の周知および啓発)

第10条 こどもは、子どもの権利条約およびこの条例について、知ることができます。

- 2 市は、子どもの権利条約およびこの条例の積極的な周知および啓発を行います。
- 3 市は、こどもが子どもの権利について学び、これに関する本市の制度等の情

報提供を受けるため、多様な機会を設けて、周知および啓発を行います。

- 4 市は、保護者、市民等および育ち学ぶ施設が、子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、周知および啓発を行います。
- 5 市は、子ども、保護者、市民等および育ち学ぶ施設が、子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、富田林市子どもの権利の日を定めます。
- 6 富田林市子どもの権利の日は、11月20日とします。

(子どもの権利侵害の防止および救済)

第11条 子どもは、子どもへのいじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等の子どもの権利侵害を受けたとき、または受けたおそれがあるときは、必要としている支援を受けることができます。

- 2 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設は、子どもへのいじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等の子どもの権利侵害の防止および早期発見に努めます。
- 3 市および育ち学ぶ施設は、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等の子どもの権利侵害を受けた子どもを適切かつ迅速に救済するため、関係機関と連携し、必要な支援を行います。
- 4 市および育ち学ぶ施設は、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等の子どもの権利侵害の防止および救済に関する研修を行うよう努めます。

(子どもの意見表明および参加)

第12条 子どもは、自由に自分の意見等を表明することができ、自分に関わることに参加することができます。

- 2 子どもは、意見等を表明するために、必要な情報を得たり、意見等を形成するための支援を受けたりすることができます。
- 3 子どもは、意見等の表明を強要されず、表明したことによる不利益を受けません。
- 4 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設は、子どもに関することについて、

こどもが意見等を表明できる機会を設けるよう努めます。

- 5 市は、こどもに関する施策および計画、これらの実施結果の評価などを行うときは、こどもが意見等を表明できる、または参加できる機会を設けます。
- 6 市は、前項の機会を設けるときは、子どもの年齢、発達および状況に配慮した多様な手法を用います。
- 7 市は、子どもの意見等を尊重し、こどもに関する施策等に反映するよう努めます。

(子どもの権利を保障する施策の推進)

第13条 市は、すべてのこどもがだれ一人取り残されることなく、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困の防止と解消に向けた取組を推進します。

- 2 市は、こどもが楽しく遊んだり、休んだりし、安心して自分らしくいられる、多様な居場所づくりを推進します。
- 3 市は、こどもが悩んでいることや困っていること等について、気軽に安心して相談できる多様な環境づくりを推進します。
- 4 こどもからの相談を受けた者は、子どもの権利の擁護または救済に必要な場合を除き、その相談に関する秘密を守らなければなりません。
- 5 市は、こども一人ひとりの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望む形で学ぶことができる多様な環境づくりを推進します。
- 6 市は、子どもの置かれた状況に応じて、一人ひとりに合わせた支援を行います。
- 7 市は、保護者が子どもの権利を保障することができるよう、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行います。
- 8 市は、子どもの権利の保障について、市民等および育ち学ぶ施設と協力するとともに、子どもの権利を保障するための活動を支援します。

第5章 子どもの権利の擁護および救済

(富田林市子どもの権利擁護委員の設置)

第14条 こどもの権利の擁護、侵害の防止および侵害に対する救済を目的として、富田林市こどもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を市長の附属機関として設置します。

- 2 委員は、こどもの権利の擁護、侵害の防止および侵害に対する救済について、次に掲げる職務を行います。
 - (1) 相談に応じ、必要な支援をすること。
 - (2) 申立てまたは自らの判断により、調査または調整を行うこと。
 - (3) 励告または要請を行うこと。
 - (4) 制度の改善等、市に意見を述べること。
 - (5) こどもの権利および委員について周知および啓発を行うこと。
- 3 委員の定数は、3人以内とします。
- 4 委員は、次に掲げる要件を満たす者のうちから市長が委嘱します。
 - (1) こどもの権利について見識を有すること。
 - (2) 第三者として独立性を保持していること。
- 5 委員の任期は3年とし、再任することができます。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 6 委員は、職務の遂行にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。
 - (1) こどもの権利の擁護者として、こどもの意見等を聴き、こどもの最善の利益を図るよう努めること。
 - (2) 関係機関および関係者と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めること。
 - (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。委員の職を離れた後も同様とします。
- 7 市は、委員の独立性を尊重しなければなりません。
- 8 市は、委員の職務の遂行について、積極的に協力しなければなりません。
- 9 保護者、市民等および育ち学ぶ施設は、委員の職務の遂行について、積極的に協力するよう努めます。
- 10 市は、委員から意見を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとります。

1 1 委員は毎年、活動状況等を市民等および市長に報告し、市長は、それらを公表します。

(相談・調査専門員)

第15条 市長は、委員を補佐するため、子どもの権利に係る相談・調査専門員(以下「相談・調査専門員」といいます。)を置きます。

2 相談・調査専門員は、子どもに関する相談に応じ、必要に応じてその内容を委員に報告します。

第6章 条例の推進

(計画)

第16条 市は、この条例の推進を図るため、子どもに関する施策を総合的に推進するための計画(以下「子ども計画」といいます。)を定めます。

2 子ども計画は、法第10条第2項の規定に基づいて策定することも施策についての計画とします。

3 子ども計画の策定にあたっては、子どもの参加する機会を設け、その意見を聴くものとします。

4 市は、子ども計画にこの条例の推進を図るため、必要な事項を定めます。

5 この条例を推進するため、定期的に、子どもの状況等について調査を行い、その結果を公表します。

(評価および検証)

第17条 市は、子ども計画の実施の状況を評価および検証しなければなりません。

2 市は、評価および検証にあたり、富田林市子ども・子育て会議条例(平成25年7月1日富田林市条例第29号)に規定する富田林市子ども・子育て会議に諮り、意見を聴くものとします。

3 市は、評価および検証にあたり、子どもの参加する機会を設け、その意見を聴くものとします。

4 市は、評価および検証結果や前項の意見について、公表するとともに、必要

に応じて改善を行います。

(関係機関との連携および施策、計画との整合)

第18条 市は、子どもの権利を保障するための施策が適切かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携します。

2 市は、子どもに関する施策の推進および計画の策定にあたっては、子どもの権利が適切かつ円滑に保障されるよう、この条例との整合を図ります。

第7章 雜則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。